

平城天皇即位と『仁王経』安居講経

堀 裕

『類聚三代格』巻一・延暦二十五年四月二十五日官符

Heizei-Tenno's Enthronement and Lecture on "Nimo-kyo Sutra" at Ango: Daijokan's Command Dated April 25, Enryaku 25(806), from "Ruiju Sandai Kyaku"

HORI Yutaka

はじめに

- ① 延暦二十五年四月二十五日官符と『弘仁格』
- ② 平城天皇と『仁王経』安居講説
- ③ 国分寺安居と『仁王経』
おわりに

【論文要旨】

日本古代の安居講経は、国家が期待する僧尼像・仏教像を象徴的に示すと考えられる。おもに『類聚三代格』延暦二十五年（八〇六）四月二十五日官符をとりあげ、政治史や制度史、史料学の視点から検討を行った。①この時、大寺と国分寺の安居講経に、新たに『仁王経』が追加されたのは、桓武から平城への皇位継承を契機にしており、早良親王等の崇りなど、新天皇にもたらされる災いを攘うことで、無事な即位や、治世の安穩を願ったことにある。②一代一度仁王会の開始や、宮中年料写経の伝鳩摩

羅什訳『仁王経』への転換との関係も推測され、国家制度の重点が、五穀豊穡を祈念する『最勝王経』から、災いを避けるための『仁王経』へと、変化したことを示していると考えられる。③『類聚三代格』の写本研究の成果を踏まえ、従来の研究成果とは異なり、大寺と国分寺において、『仁王経』の安居講経は、延暦二十五年から少なくとも『延喜格』編纂時までは、維持されたとみるのがよいと考える。

【キーワード】安居、『仁王経』、国分寺、『類聚三代格』

はじめに

安居とは、インドに由来する仏教行事であり、夏期などの一定期間に、出家者が寺院などに集まって、懺悔や修行・修学することを目的としていた。僧尼は出家してからの年齢、つまり年牒も、この安居に参加することによって得られることから、出家者にとって、もっとも基本的な行事であるといつてよい。

出家者による自律的な行事であることが理想であるが、日本では『延喜式』に安居に関する諸規定があることから分かるように、国家の影響がとても大きい。その規定によれば、大寺や国分寺の安居は、四月十五日から七月十五日までの間、国家の援助を受け、その指定する經典に従って、出家者を教育する場であった。經典教育に関しては、安居で經典の講説を学んだ大寺の僧侶たちは、諸国に地方僧官として送り出され、赴任先の国分寺などの安居において、諸国の僧尼を教導したのである。⁽¹⁾そのため、大寺と国分寺における安居講經の經典は、一致することが原則であったと考えられる。また、『日本靈異記』⁽²⁾では、宝亀七(七七六)・八年のころ、大安寺僧戒明が、地方僧官である「筑紫国府大國師」に任命された時、国分寺安居でなく、肥前国佐賀郡大領の佐賀君児公の開く安居会に招かれ、「八十花嚴」を講じていた様子が描かれている。国家仏教の心臓ともいえるべき大寺での安居を中心に、国分寺やいわゆる氏寺を結節点として、網目のように伝えられた教育は、宗教的な意義だけではなく、国家の政策による影響と、僧俗の政治的な繋がりを背景に考えるべきであろう。

このように安居は、大寺と国分寺などを結びつける重要な行事ではあるものの、その解明に取り組んだ研究は、拙稿のほかは、あまり多くない。⁽³⁾安居の解明にとって貴重な史料である『東大寺要録』巻八に収めら

れた、貞観五年(八六三)の東大寺の安居で読まれたと考えられる「安居縁起」を踏まえ、安居の歴史の一部を紹介しておきたい。天武九年(六八〇)に、『金光明經』を宮中と諸寺の安居で読むことが始まり、その後、孝謙の即位と合わせて計画された国分寺での『金光明最勝王經』(以下『最勝王經』とする)の安居講經の開始、つまり国分寺の始動は、天平感宝元年(七四九)の安居であった。その後、『法華經』を安居で読む国分尼寺の活動も始まると、天平神護二年(七六六)の安居では、国分寺・国分尼寺の完成を示すとともに、尼天皇となった称徳の治世を讃える法会が行われた。この時、道鏡が法王に就くことを促す契機となる舍利も出現している。⁽⁴⁾

大寺や国分寺・国分尼寺の安居は、国家による出家者の教育にとって重要な行事であったが、他方で、それを主導する為政者にとっては、仏教的な功德を積む機会であり、仏教に何を期待するのかを示す場でもあって、政治史とも深く関わっていたのである。

この「安居縁起」の最後に登場するのが、本稿で取り上げる伝鳩摩羅什訳『仁王般若波羅蜜經』(以下『仁王經』とする)を安居講經に加えることを命じる勅であった。中井真孝氏は、この時に『仁王經』の安居講經を命じた、『類聚三代格』巻二・延暦二十五年四月二十五日官符を検討し、貴重な指摘を行っているが、なお課題も残されている。

まず、平城天皇が皇位継承した直後に出された命令であり、政治史的な意義の検討は不可欠だと考える。次に、当該官符が『類聚三代格』に収録された格であることが十分に考慮されておらず、史料学的な視点を加える必要がある。最後に、『仁王經』に限らず、これまで国分寺の安居は、十分に触れられることはなかったが、そのような中、中井氏は、国分寺での『仁王經』安居講經は、「平城朝に始まったが、ほどなく廃絶した」と述べており、この点を検討したい。

これらの点を踏まえ、国家が、『仁王經』を安居講經に加えた意義と、

国分寺安居における『仁王経』の展開を解明することで、政策転換や思想史的転換についての見通しを得たいと考えている。

①延暦二十五年四月二十五日官符と『弘仁格』

先に、『延喜式』の十五大寺安居に関する規定の一部を掲載し、十五大寺を構成する寺院の特色と、安居で用いられる経典について確認をしておきたい。

【史料一】『延喜式』卷二一・玄蕃寮

凡十五大寺安居者(略)並起_二四月十五日_一尽_二七月十五日_一、分_レ経講説。東大寺、法華・最勝・仁王般若経各一部、理趣般若・金剛般若経各一卷、興福・元興・大安・薬師・西大・法隆・新薬師・本元興・招提・西寺・四天王・崇福等十二寺、法華・最勝・仁王般若経各一部、弘福寺、法華・最勝・維摩・仁王般若経各一部、東寺、法華・最勝・仁王般若・守護国界経各一部(略)

この史料より前の時点では、どの寺院が大寺であったであろうか。天平感宝元年(七四九)に、平城京やその周辺の寺院に対して、一切経を基盤とする寺内の学業集団を包摂する大修多羅衆が置かれた⁽⁷⁾。このときの設置寺院は、大寺であった可能性がある。このなかには、平城京の法華寺など尼寺も含まれていたが、史料一の十五大寺には、尼寺が含まれていない。これは、国分尼寺の安居において、『最勝王経』講経が行われる場合、尼が国分寺へ赴き、『法華経』講経では、諸国国分寺講師などの僧侶が国分尼寺に招請されていたことを考慮にいれる必要がある⁽⁸⁾。次に、十五大寺の安居で講じられる経典に目を向けよう。東大寺と弘福寺、東寺には、とくに認められた個別の経典がある。これらを除けば、十五大寺では『法華経』『最勝王経』『仁王経』の三経が、共通する経典であった。この点は、はじめにでも触れた、『東大寺要録』巻八が引く「安

居縁起」の記述とも合致する。

これらの点を踏まえ、『類聚三代格』所載の当該官符を検討したい。この官符には、発給された時点を考えると、いくつかの問題点があることが、すでに中井真孝氏によって指摘されている。そこで、中井氏の研究を参照しつつ、検討をすすめよう。

【史料二】『類聚三代格』卷二・延暦二十五年(八〇六)四月二十五日
官符

太政官符

応_レ令_二十五大寺每年安居奉_レ講_二仁王般若経_一事

右被_二大納言正三位藤原朝臣雄友宣_一稱_レ奉_レ勅、今聞、消_レ禍長_レ福、護_二持国土_一者、仁王般若斯最居_レ先。是以天竺城中興_レ行此業、国家治平、災難不_レ起。宜_レ下_二知諸国分寺_一、安居之内、副_二於最勝王経_一、奉_レ講_二件経_一。庶_レ令_二天下安和、朝廷無事_一。自今以後、立_レ為_二恒例_一。其七道諸国々分寺准_レ此_一。

延暦廿五年四月廿五日

中井氏は、この官符について、次の二点を指摘した。まず、事書には「十五大寺」を対象に毎年安居で『仁王経』を講説するように命じているにも関わらず、事実書では「十五大寺」に言及がない。その代わりに、「諸国分寺」に対して、『最勝王経』に副えて、『仁王経』を安居で講じるように命じている。その上、文末にも、「七道諸国々分寺准_レ此_一」とあって、命令の対象が重複している。これらの点から、「下_二知諸国分寺_一」は、「下_二知十五大寺_一」などの誤りであると論じた。

次に、「十五大寺」とは、史料一の『延喜式』に記された十五大寺安居の対象寺院そのものである。けれども、十五大寺に含まれる東寺と西寺は、延暦二十五年の時点では、まだ寺院として活動を始めていない。なぜならば、『日本後紀』弘仁四年(八一三)正月癸酉条に「於_二東西二寺_一始行_二坐夏_一。其布施供養准_二諸大寺例_一。」とあって、東寺と西寺の「坐

夏」つまり安居は、弘仁四年から行われているからである。また、「十五大寺」の初見は天長元年（八二四）⁽¹⁰⁾であることを指摘し、延暦二十五年に官符が発給された当時は、「十五大寺」ではなく、「十三大寺」とあったことを明らかにした。

なお、念のために付言すると、『類聚三代格』巻二は、古写本が前田尊経閣本に限られており、誤写の可能性も想定される。この点で、おおもむね官符の全体を引用する『明法肝要抄』が引く「同廿五年四月廿五日格」では、「其七道諸国々分寺准此」の箇所がなく注意される⁽¹¹⁾。けれども、『扶桑略記』が引く同日の「官符」では、ほぼ官符全体を引用し、文末には「其七道諸国々分寺准此矣」とあった。さらに、『新撰年中行事』巻上にも、「弘仁格。十五大寺安居講仁王經一事。国分副最勝王經、令天下安和、朝廷無事。諸国分准此。延暦廿五年四月符也。」とあって、やはり国分寺も命令の対象であった。これらの点を踏まえれば、『明法肝要抄』の記事には、「被大納言正三位藤原朝臣雄友宣稱、奉勅、今聞」の箇所もないことから、文末を省略したと考えるのがよいと考える。

よって、前田本の『類聚三代格』の文字は、「諸国分寺」の問題を除けば、おおよそ格本来の形を保っているとみられるのであり、中井氏の指摘には、おおもむね従うべきである。ただし、中井氏が「十三大寺」から「十五大寺」への書き換えについて、「改竄」の可能性があると論じた点は、『類聚三代格』の一般的な性質からみて、修正しなければならぬ。

そもそも、『弘仁格抄』巻四・治部には、「応令十五大寺每年安居奉講仁王般若經一事。延暦廿五年四月廿五日」とあった。さらに、『新撰年中行事』の「弘仁格」にも「十五大寺」とある。つまり、「十五大寺」の記載は、誤写でも、改竄でもないことは明らかである。弘仁十一年に撰進された『弘仁格』において、本格が適用される範囲に、東寺・西寺が加わっていたことから、その編纂時に「十三大寺」を「十五

大寺」に修正していたのである。また、さきの「下知諸国分寺」の箇所は「十三大寺・畿内諸国分寺」の誤りとも考えられる⁽¹²⁾。いずれにしても、「十五大寺」と改変され、国分寺もそれに准じるように命じた本官符が、『弘仁格』段階で現行法であったことを示している。

この点を踏まえ、中井氏が、史料二に関連して、国分寺安居における『仁王經』利用の歴史について述べた点に触れなければならない。中井氏が「平城朝に始まったが、ほどなく廃絶した」と論じたのが、もし平城朝の特殊性と関わって論じているのであれば、それは当たらない。なぜならば、少なくとも『弘仁格』編纂段階までは、国分寺安居での『仁王經』講説は実施されていたとみてよいからである。

②平城天皇と『仁王經』安居講説

(一) 平城天皇の即位と安居

はじめにで触れたように、国家による安居の整備は、政治史、とくに即位と関わる点がある。この点を踏まえつつ、特に問題としている史料二の延暦二十五年（八〇六）四月二十五日官符と、平城天皇即位との関係を見てみよう。

そこで、以下『日本後紀』等を典拠に、時系列に沿って記述をしたい。延暦二十五年三月十七日に桓武天皇が没すると、皇太子安殿は、「哀号擗踊、迷而不起」と悲しみを表したのち、「璽并劍櫃奉東宮」とあって踐祚を終えている。三月十九日には「上着服。服用遠江貫布」。頭巾用巨厚繒。百官初素服。」とあり、いわゆる服喪の期間に入った。四月七日には、遺体を柏原山陵へ埋葬している。

四月十五日になると安居が始まるのだが、その開始後十日にして出されたのが先の官符であった。これをみると、直接は「十五大寺」を対象

に命じられていることなどを勘案すれば、この年の安居での実施を命じたとみてよいと考える。五月六日に、桓武のための七七日の齋会が、彼の没した「寢殿」で行われると、翌七日には、おそらくは即位に備えて、大極殿と東宮で『大船若経』を誦経している。誦経会場からみても災いを攘うことが目的であったと考えられる。同日「群臣」による要請を受けて、「其左右京并天下諸国待^二大祓使到^一。祓清、然後祓服」として、都から徐々に服喪の期間を終えていった。全国で祓服が終わったであろう五月十八日には、大極殿で即位儀が行われたのだが、安居が終了したのは、さらにそのあととなる。

つまり、『仁王経』安居講経の命令は、踐祚と即位儀の間に出され、その安居は即位儀の後まで続いたのである。このような時期に、これまでの安居に新たな講経の追加を命じるのは、皇位継承との関係を想定しても不思議ではない。

その意図はどこにあるのだろうか。再び史料^二をみると、『仁王経』の功德について「奉^レ勅、今聞、消^レ禍長^レ福、護^二持国土者、仁王般若若斯最居^レ先。是以天竺城中興^二行此業^一、国家治平、災難不^レ起。」と述べた上で、安居講経に『仁王経』を加えることを命じ、「庶令^二天下安和、朝廷無事^一」ことを願った。願意は、即位とその後^の治世の安穩などを願った一般的な内容ではあるが、「消^レ禍長^レ福」や「災難不^レ起」の文言に注目しつつ、よく知られる桓武没時の様子を踏まえ、その背景を考える必要があると考える。

桓武天皇は、三月十七日に死没するが、その日の様子を『日本後紀』によってみると、「縁^二延暦四年事^一配流之輩、先已放還。今有^レ所^レ思、不^レ論^二存亡、宜^レ叙^二本位^一。」⁽¹⁵⁾などとあって、延暦四年の藤原種継暗殺事件で、早良親王に連なって流罪になった五百枝王や故大伴家持等と、天応二年(七八二)に流罪になった水上川継に対し、三月十六日と十七日に本位に復すように命じている。十七日にはさらに「奉^二為崇道天皇^一、

令^二諸国々分寺僧、春秋二仲月別七日、誦^二金剛般若経^一」⁽¹⁶⁾とした。なお、前年にも国分寺に対し、桓武の病氣平癒のための薬師悔過を命じている。⁽¹⁶⁾

桓武天皇が没し、踐祚が行われたその日、『日本後紀』には、「是日有^レ血。灑^二東宮寢殿上^一」と記された。⁽¹⁷⁾政敵たちの怨みの標的の一人であった安殿皇太子に関わる不吉な兆しも記されている。

史料^二にみる安居講説への『仁王経』の追加とは、単に僧侶に対して講説経典を増やしたという訳ではない。その目的は、平城天皇の即位とその後^の治世の安穩であり、具体的には、桓武天皇から平城天皇への皇位継承に関連して、失脚した政敵の怨恨を抑制するための措置とみることも決して間違いではないだろう。

(二) 『仁王経』と天皇の安穩

倭国・日本国における『仁王経』の利用は、『日本書紀』の斉明六年(六六〇)の仁王会が、比較的確実な初見であり、その後諸国でも講説ができるように整えられていった。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾延暦十三年に、平安京遷都のため、「新宮」で仁王会が行われているのは、平城天皇即位のための大極殿と東宮での『大船若経』誦経と通じる。ともに、災いを未然に防ぐことにあつたと考えられる。仁王会開催の原因を明記するのは、多くは九世紀に入ってからである。大同三年(八〇八)の「疫病」や、弘仁九年(八一八)の「旱災」、天長六年(八二九)の「早烟頻現、疫癘始起。」⁽²⁰⁾のほか、承和五年(八三八)よりみられる「怪異」⁽²¹⁾などであり、災いを攘うことといえるであろう。

ところで、天平年間(七二九〜七四九)には、聖武天皇と光明皇后の身体の安穩を願うため、毎日二部の『般若心経』を写す宮中年料写経の制度があつた。⁽²³⁾別稿では、この点を踏まえつつ、次の『高野大師御広伝』の史料を根拠に、宮中年料写経の変遷を明らかにしたことがある。

【史料三】『高野大師御広伝』卷下・天長元年
九月廿二日、給_レ太政官符於治部省云、

応_レ改_二写年料経一事_一副_二新翻経目錄_一

右大臣宣備「奉_レ勅、図書寮奉写年料経、令_レ停_二仁王経、就少
僧都空海、奉_レ写_二新翻経各一本_一」者、省宜_二承知依_レ宣行_レ之。写
訖、納_レ寮為_レ本、更写。用度之物依_レ旧請用者。

つまり、宮中年料写経は、同じ般若系経典ではあるものの、『般若心
経』から、伝鳩摩羅什訳『仁王般若波羅蜜経』へと変化し、天長元年に
は、空海請来の不空訳『仁王護国般若波羅蜜経』（新翻経）へと変遷し
たと考えられるのである。

ここから、他の諸点とあわせて、淳和天皇即位以降こそ、空海が密教
者として活躍を始める画期だと論じた。今注目したいのは、西本昌弘
氏が、この拙稿の元となる口頭報告に依拠して、宮中年料写経について
同様の点を述べたのち、数多くの議論の対象となっている一代一度仁王
会の開始との関係について論じた点である。

一代一度仁王会とは、天皇が即位したあと、おおむね大嘗会の翌年に、
国王の護持や国家の安穩を目的に行われるものである。

【史料四】『延喜式』卷二一・玄蕃寮

凡天皇即位則講_二説仁王般若経_一。一講代。一日朝晡二座講畢。宮中諸殿・
省寮等庁、随_レ便莊嚴。設_二百高座_一。或近京諸寺及畿内国分寺、或
一 広及七道諸国分寺行之。（後略）

このほか、大極殿を用いることに触れた規定もあり、一般に、王宮を
中心に、都周辺、そして「畿内国分寺」あるいは「七道諸国分寺」で
開催されたのである。西本氏は、このような一代一度仁王会について、次
にみる淳和天皇天長二年の宮中・諸国仁王会に注目し、これをその初例
であると論じた。

【史料五】『類聚国史』卷一七七・仏道四・仁王会・天長二年閏七月庚
寅条

令_三宮中・左右京・五畿内七道諸国講_二説仁王護国般若経_一。承前之例、
咒願文者、豫仰_下當時達_二文章_一者_上作。少僧都傳燈大法師位空海被
レ配_二東宮講師_一、卒爾瀝_レ思、講前即成。其詞曰（後略）

西本氏が挙げる根拠を三点あげておきたい。①今回の仁王会は、呪願
文を空海が作成しており、中心的な役割を果たしている。これは前年に、
宮中年料写経を不空訳『仁王経』へと変更したことと連動している。②
承和元年（八三四）以降の一代一度仁王会であれば、大嘗会の翌年に開
催すべきであるにも関わらず、この時、翌々年の開催となったのは、初
例であるためである。③『延喜式』卷二一・太政官「凡天皇即位、講_二
説仁王般若経_一。一講代。設_二百高座_一、一日朝晡講畢。（後略）」の龍頭標目「弘」
があり、この規定が『弘仁式』にあった可能性が指摘されている。一般
的に考えて、中林隆之氏が述べたように、嵯峨天皇の時には、この規定
を運用する機会があったとみるべきだが、天長年間の補訂作業で改編さ
れたとこれを批判した。

西本氏の説を検討したい。①確かに、宮中年料写経の変更と今回の仁
王会が連動している可能性は首肯できる。けれども、宮中年料写経の変
遷は、『般若心経』から、旧訳『仁王経』を経て新訳『仁王経』へと変わっ
てきたのである。もし、新訳『仁王経』と一代一度仁王会との関係を重
視するのであれば、それ以前の旧訳『仁王経』と一代一度仁王会も関係
するとみても不思議ではない。②淳和天皇即位直後は、疫病や飢饉によ
り、様々な行事が遅滞しているとの指摘がある。それゆえ、一年行事が
遅れたことが、初例の根拠とはならない。③この点から、少なくとも嵯
峨天皇の時には一代一度仁王会があったとみるべきである。確かに、『類
聚国史』卷一七七・仏道四・仁王会・弘仁二年十月辛巳条「講_二仁王経_一」
がそれとすると、簡潔に過ぎるものの、大嘗会の翌年であり、否定する

根拠は見当たらない。

これらの点から、一代一度仁王会は、少なくとも嵯峨天皇即位の時にはあったとみてよい。⁽³⁰⁾これが、どこまで遡るかを明確にするのは困難だが、これまでの検討を踏まえて一案を示したい。それは、『仁王経』を安居講経に指定した平城天皇即位の時か、それを受けた嵯峨天皇即位の時か、もっとも可能性が高い。ここで注意すべきは、一代一度仁王会の諸国での会場である。史料四によれば、それは国分寺であった。つまり、大寺出身の僧侶と、彼らが派遣された国分寺では、『仁王経』を講説、あるいは転読を行う能力が必要であり、それゆえ、平城が安居經典に指定したと考えることもできる。また、宮中年料写経を旧訳『仁王経』に変更したのも、これと連動しているとみて矛盾はない。

③ 国分寺安居と『仁王経』

(一) 『貞観格』と『仁王経』

『弘仁格』編纂時には、国分寺での安居講経が行われていたことを確認した。その上で、中井氏が、『国分寺安居での講経について』、『平城朝に始まったが、ほどなく廃絶した』と指摘する二つの論拠を検討したい。まず、『類聚三代格』卷三・承和六年（八三九）六月二十八日官符である。ただし、後述のとおり、中井氏の説に沿った、より適切な史料は、『類聚三代格』よりも、『続日本後紀』の同日条であるため、そちらを用いる。傍線は筆者が引いた。

【史料六】『続日本後紀』承和六年六月丁丑条

丁丑。勅、国分二寺建立自遠、一則名為金光明護国寺、一則号为法華滅罪寺。先帝救世利物之法、遠伝不朽者也。而頃年僧寺安居之会、独講最勝王経。尼寺滅罪之場、無説法華妙典。所

説法蔵、用有_レ不_レ同。是忍而不_レ行、恐修善闕如。宜_レ令_下五畿内七道諸国、安居之会、先於_二僧寺_一講_二最勝王経_一、次於_二尼寺_一講_中法華経_上。所_レ願無_二三之勝理_一、開_二示国家_一、除災植福之大善、広被_二衆庶_一。

ここに、国分寺での『最勝王経』と、国分尼寺での『法華経』に関する安居講経の記述はあるが、問題の『仁王経』の記載はない。ただし、この勅の目的は、国分寺での『最勝王経』講説に対し、国分尼寺での『法華経』講説が行われていない現状を問題としている。⁽³¹⁾そのため、『仁王経』の記載がないからといって、ただちに『仁王経』が安居講経に用いられていなかったと断じるのは難しい。

ところで、史料六と同じ内容を記した『類聚三代格』卷三・承和六年六月二十八日官符によれば、傍線の箇所は、「先於_二僧寺_一講_二最勝・仁王経_一、次於_二尼寺_一講_二妙法華経_一」とある。『続日本後紀』とは異なり、『仁』の文字が加わっているため、国分寺での安居講経は、『最勝王経』だけでなく、『仁王経』もあったことになる。

新訂増補国史大系『類聚三代格』は、この「仁」を衍字とみている。それは、史料六の『続日本後紀』の記述にないためだと考えられる。しかし、「仁」の字は、天理図書館所蔵東寺観智院旧蔵本⁽³²⁾、前田尊経閣文库本、金沢文库本系統の天理図書館所蔵水谷川本や早稲田大学所蔵中御門本⁽³⁴⁾など、複数の写本系統が残る『類聚三代格』卷三の各写本に共通して存在する。そのため、『続日本後紀』の誤りか、そうでなければ、貞観十一年（八六九）に撰進・施行された『貞観格』編纂時、あるいは『類聚三代格』編纂時に付加されたとみるのが自然である。

続いて、もうひとつの論拠となる、『延喜式』の規定を検討したい。

【史料七】『延喜式』卷二一・玄蕃寮

凡諸国金光明寺安居、講_二説最勝王経_一。同_等。其布施用_二当処官物_一。

教見_上。主_下。税式。

国分寺での『最勝王経』の講説が記され、国分尼寺の尼もそこに参加することとなっている。けれども、この規定には『仁王経』の記載がない。

『弘仁式』段階では、史料七がどのような記述であつても問題はない。というのも、先の検討から、『弘仁格』には『仁王経』の規定があつたことは確実であるためである。国分寺創建時から行われていた基本的な規定のみ記載し、『仁王経』が記載されなかったことになる。

次に、『貞観式』編纂時に、『弘仁式』にあつたはずの『仁王経』の記述を削除した場合を考えてみたい。先に、少なくとも『貞観格』編纂段階における『仁王経』存在の可能性を指摘した。これが正しいとすれば、『貞観式』編纂段階で、『仁王経』を削除する理由がない。⁽³⁵⁾

なお、先に示したように『貞観格』編纂時に「仁」が加わつた場合、『弘仁格』編纂以降、『貞観格』編纂までの間、一時、『仁王経』が安居講経で用いられていなかった可能性は残されよう。そのうえで、「平城朝に始まったが、ほどなく廃絶した」とする中井氏の説がいずれにしても成立しないことは、明らかである。

(二) 『延喜格』と国分寺安居

最後に、『貞観格』編纂よりもあとの、貞観・元慶年間の国分寺安居を検討したい。

【史料八】『類聚三代格』巻二・貞観十六年（八七四）閏四月二十五日
官符

太政官符

心_レ頒_二下金字仁王経七十一部百冊_二巻_一事

五畿七道諸国毎_レ国各一部

下野薬師寺一部

大宰観音寺一部

豊前弥勒寺一部

右被_二右大臣宣_一併_レ奉_レ勅、諸仏法門、俱期_二攘_レ災増_レ福。其中仁王般若最勝号_二鎮_レ国保_レ民。是発_レ自_二睿裏_一。從_レ茲嚴写都合七十一部、毎_レ国各頒_二一部。事須_二安居会次、相共講転、以為_二歳事_一。願上自_二一人、下至_二百姓、同承_二景福、永無_二虧奪_一。宜_下仰_二下諸国、依_レ件修_レ之_一。」

貞観十六年閏四月廿五日

これによれば、天皇発願の金字『仁王経』が、「五畿七道諸国」と「下野薬師寺」「大宰観音寺」「豊前弥勒寺」に頒下された。これらは、「安居会次、相共講転」、つまり安居会の次いでに、『最勝王経』とともに講説・転読することを「歳事」とするよう命じている。

聖武天皇発願の金字『最勝王経』は、諸国国分寺に頒下されると、七重塔に納められたが、金字『仁王経』は、国分寺に頒下されたと明記されないが、それそのものが安居会の次いでに、用いられたのである。⁽³⁷⁾

その後、陽成天皇が即位すると、諸大寺と国分寺の安居に関わる命令が出された。

【史料九】『類聚三代格』巻二・元慶元年（八七七）五月二十二日官符
太政官符

心_レ令_二諸大寺安居講師必講_二法華・最勝・仁王三部経_一事

右右大臣宣「五畿内七道諸国講師、毎年安居所_レ講者、法華・最勝・

仁王等三部経也。如_レ聞、諸大寺安居講師、或講_二法華・仁王、不_レ

講_二最勝_一。或講_二最勝・仁王、不_レ講_二法華_一。如_レ是参差、不_レ具_二三

部_一。豈可_レ謂_二国講師内試業_一哉。宜_下仰_二下諸大寺、自今以後、不_レ

廢_二各寺本願之経、必令_レ加_二講前件三部_一。庶使_二聖法弥興隆、天

下益安泰_一。」

元慶元年五月廿二日

地方僧官である諸国の講師が、安居で『法華経』『最勝王経』『仁王経』の三経を講じているため、諸大寺の安居でも三経揃って講義をすべきで

あると命じている。おそらく八世紀も同様であったであろうが、九世紀の場合、安居講師は、地方僧官への昇進階梯として規定されており、⁽³⁸⁾ここでも大寺での安居講経を「国講師内試業」と呼んでいる。

史料九をみると、中井氏の考えとは異なり、元慶元年には、国分寺安居で『仁王経』を含む三経の講説が行われていたことは間違いない。問題は、貞観十六年に頒下された金字『仁王経』との関係である。そこで改めて史料八を見ると、金字『仁王経』は、「安居会次、相共講転」するとある。清和の願意は、安居会での講説とは別に、「次いでに」行われたと考えられる。つまり、史料九にみる三経講経の体制は、貞観十六年よりも遡る可能性が高く、本稿が主に取り上げてきた、史料二『類聚三代格』巻二・延暦二十五年四月二十五日官符から、三経は固定していたと考えられるのである。

これらの点を踏まえるならば、前節で中井氏が挙げた二つの論拠である、史料六と史料七も、国分寺安居での『仁王経』講説の一時停止を示している訳ではない、との結論に至るであろう。

なお、史料九は、陽成天皇の即位直後の命令である。このことは、安居講経と天皇の統治の安穩が関わっていることを補強する材料ともなることを確認しておきたい。

おわりに

『類聚三代格』巻二・延暦二十五年（八〇六）四月二十五日官符をとりあげ、政治史的な検討と史料学的な検討、制度的な検討の三点から分析を行った。

その結果、この時、大寺と国分寺の安居講経に、新たに『仁王経』が追加されたのは、桓武から平城への皇位継承を契機に、早良親王等の崇りなど、新天皇にもたらされる災いを攘うことで、無事な即位や、

治世の安穩を願ったものと考えられる。この時、国家が望む僧侶像に、『仁王経』の講説が加えられ、大寺と国分寺の安居で『仁王経』の講説が行われた。このことは、大嘗会の翌年に開催される一代一度仁王会の開始や、天皇と皇后の身体の安全を願う宮中年料写経が、『般若心経』から、伝鳩摩羅什訳『仁王経』へと転換したことなどが関わっている可能性を指摘した。単純化して言えば、天皇の身体や国家制度の重点が、五穀豊穡を祈念する『最勝王経』から、災いを避けるための『仁王経』へと、移りつつあることを示していると考ええる。これらに関わって触れるべき問題は多いが、別途検討を深めたい。

ところで、本史料は、『類聚三代格』所収の格である。その写本研究の成果を踏まえつつ、『弘仁格』や『貞観格』が、おのおの編纂時の現行法であり、発布当時の内容に加筆している可能性があることを前提に、史料解釈を進めた。その結果、中井真孝氏の研究成果を批判的に継承し、大寺だけでなく、国分寺でも、『仁王経』の安居講経は、延暦二十五年から少なくとも『延喜格』編纂時までは、維持されたとみるのがよいと考ええるに至った。

九世紀には完成した、大寺僧侶の昇進ルートである五階業には、当然安居講師が含まれていた。けれども、十世紀後半には、五階業が解体されたと指摘される。国家が僧尼育成をする体制を象徴した大寺・国分寺の安居も、変容を遂げたに違いない。「中世社会」への変容過程において、僧尼教育の制度の変化、期待される僧尼像の変化については、別に論じる必要があるが、本稿はひとまずここで終えることとする。

註

(1) 拙稿「智の政治史的考察——奈良平安前期の国家・寺院・学僧——」（『南都仏教』第八〇号、二〇〇一年）。

(2) 『日本霊異記』下巻第十九縁。安居は、宮中などでも開かれることがあり、会

- 場は寺院に限定できない。
- (3) 拙稿「智の政治史的考察―奈良平安前期の国家・寺院・学僧―」（前掲）、同「国分寺と国分尼寺の完成―聖武・孝謙・称徳と安居―」（『国史談話会雑誌』第五六号、二〇一五年）、同「王宮からみた仏教の受容と展開―七世紀から九世紀を中心に―」（『日本宗教史4 宗教の受容と交流』吉川弘文館、二〇二〇年）や、吉川真司「天皇の歴史02巻 聖武天皇と仏都平城京」（講談社、二〇一一年）等。
 - (4) 拙稿「国分寺と国分尼寺の完成―聖武・孝謙・称徳と安居―」（前掲）。なお、この論文でも、一部、安居と「仁王経」の關係について論じた。
 - (5) 中井真孝「平城朝の仏教政策」（『日本古代仏教制度史の研究』法藏館、一九九一年、初出一九七七年）。以下、とくに注記しない限り、中井氏の説の引用は、この論文からである。
 - (6) 堀池春峰「国分寺の歴史」（『南都仏教史の研究』上（東大寺篇）、法藏館、一九八〇年、初出一九七五年）等。
 - (7) 『続日本紀』天平勝宝元年閏五月癸酉条等。拙稿「法会に刻まれた古代の記憶―大供と大修多羅衆―」（『仏教史学研究』第四六卷第一号、二〇〇三年）。大極殿での正月「最勝王経」講説もこの時に始まった可能性がある（拙稿「東アジアの王宮正殿仏事と正統性」堀裕・三上喜孝・吉田欽編『東アジアの王宮・王都と仏教』勉誠社、二〇二三年）。なお、法隆寺「寺要日記」の記述に従い、方広会の開始を「養老」末（七一九）としたが、干支を一巡下らせた宝龜十年（七七九）の誤記の可能性もある。
 - (8) 『延喜式』卷二・女番寮、「類聚三代格」卷二・昌泰三年十二月九日官符等。なお、牛山佳幸「古代中世寺院組織の研究」（吉川弘文館、一九九〇年）などが指摘する国家の仏教制度における尼寺の地位の低下とも関わる可能性もある。
 - (9) 史料九『類聚三代格』卷二・元慶元年五月二十二日官符では、「各寺本願之経」と記されたものと考えられる。
 - (10) 『日本紀略』天長元年四月丁未条。
 - (11) 『年中行事抄』四月（『統群書類従』第一〇輯上・公事部）にも同様の引用がある。
 - (12) 『明法肝要抄』は、国史大系では、『法曹類林』卷二二六・公務三四として引かれる。なお、この箇所は、内容の重複を考え、意図的に省略した可能性もある。
 - (13) 吉田孝「類聚三代格」（『統群令国家と古代の社会』岩波書店、二〇一八年、初出一九七一年）等。
 - (14) 貞観五年成立とみられる『東大寺要録』卷八「安居縁起」には、「当第五十一代平安城御宇大同皇帝即位。延暦廿五年西暦四月廿五日、降勅天下、副講仁王護国妙典於最勝王経。限於日月、修護国之要、亘於万代、令演鎮家之業。」とある。この記述は、『類聚三代格』卷二・延暦二十五年四月二十五日官符に近い記述もあり、元の官符などから構成された可能性がある。ここに、「降勅天下」とあることから、当初より国分寺も対象にした命令である可能性が推測される。
 - (15) 『日本後紀』大同元年三月辛巳条。
 - (16) 『日本後紀』延暦二十四年二月己未条。
 - (17) 『日本後紀』大同元年三月辛巳条。
 - (18) 『日本書紀』齊明六年五月是月条。
 - (19) 亀田孜「麻布墨書菩薩像と仁王会と」（『日本仏教美術史叙説』學藝書林、一九七〇年、初出一九四七年）や中林隆之「日本古代の仁王会」（『正倉院文書研究』6、一九九九年）等は、八世紀の仁王会開催の目的を検討している。
 - (20) 『日本書紀』天武五年十一月甲申条では、「四方国」へ使を派遣して『金光明経』と「仁王経」を説かせており、同書持統七年十月己卯条では、「仁王経」を「百国」で講じている。『続日本紀』天平元年六月庚申朔条によれば、「講仁王経於朝堂及畿内七道諸国」している。
 - (21) 『類聚国史』卷二七七・仏道四・仁王会・延暦十三年九月己亥条。
 - (22) 『類聚国史』卷一七三・災異七・疾疫・大同三年三月癸未朔条・同庚寅条、『日本紀略』弘仁九年四月庚辰条、『明法肝要抄』、『日本紀略』承和五年七月庚辰条。
 - (23) 宮崎健司「年料多心経について」（『日本古代の写経と社会』塙書房、二〇〇六年、初出一九九二年）。
 - (24) 拙稿「空海―鎮護国家・国王護持の密教者―」（吉川真司編『古代の人物4 平安の新京』清文堂出版、二〇一五年）。
 - (25) 『増補三版 弘法大師全集』首卷（密教文化研究所、一九六七年）。
 - (26) 西本昌弘「空海請来不空・般若新訳経の書写と公認―一代一度仁王会の成立とも関係して―」（『空海と弘仁皇帝の時代』塙書房、二〇二〇年、初出二〇一四年）。以下、とくに注記しない限り、西本氏の説の引用は、この論文からである。
 - (27) 各説の詳細は、西本昌弘「空海請来不空・般若新訳経の書写と公認」（前掲）を参照されたい。
 - (28) 中林隆之「日本古代の仁王会」（前掲）。
 - (29) 狩野紗良「齋宮・齋院から見る淳和朝の史的意義について」（『国史談話会雑誌』六三号、二〇二二年）。
 - (30) 史料四の規定にある①「或近京諸寺及畿内国分寺」・②「或広及七道諸国分寺」のうち、六国史でいえば、淳和と文徳以降の一代一度仁王会は、②の形態をとる。仁明の場合、『続日本後紀』承和元年六月甲午条に「吼説仁王経於紫宸殿・常寧殿及建礼門・八省院諸堂・宮城諸司諸局・東西寺并羅城門、惣是百講座也。」とある。これが会場のすべてであれば、①②のいずれにもあてはまらない。つまり、①の規定は、嵯峨以前の天皇の例で実行された可能性がある。なお、史料二の直接の対象が、十三大寺と畿内国分寺であった可能性は注目される。

- (31) 拙稿「国分寺と国分尼寺の完成―聖武・孝謙・称徳と安居―」(前掲)でも指摘したが、佐竹昭「国分寺と国師」(須田勉・佐藤信『国分寺の創建―思想・制度編―』吉川弘文館、二〇一一年)は、史料六から、八世紀の諸国国分尼寺で法華経講説が行われていなかったかとする。しかし、講説が行われていた時期は「頃年」なので、当たらない。
- (32) 『天理図書館善本叢書和尚書之部 第十三卷 古代史籍統集』(天理大学出版部・八木書店、一九七五年)。
- (33) 『前田育徳会尊経閣文库編 尊経閣善本影印集成27 類聚三代格一巻一上』巻四(八木書店、二〇〇五年)。
- (34) 中村憲司「中御門家本『類聚三代格』」(『日本歴史』七八九、二〇一四年)。
- (35) ①『延喜式』巻二一・女番寮の規定(史料七)では、「其布施用^二当処^一官物^一」^{覽注}とあり、②『延喜式』巻二六・主税上にも、「諸国金光明寺安居」の布施と供養に関する規定がある。②と同様の規定は、『弘仁式』にもあったことから、①の規定も『弘仁式』にあった可能性が高い。ただし、その後の式編纂時に字句の変更があった可能性もある。②でも、『弘仁式』と『延喜式』の規定を比較すると、『貞観交替式』天長二年五月三日官符によって「読師」が「講師」と同じく、中央からの派遣官に変わったことを踏まえた修訂がみられる。
- (36) 『続日本紀』天平十三年三月乙巳条「^下宜^下令^下天下諸国各敬^三造七重塔一区^一并写^中金光明最勝王経・妙法蓮華経各一部^上。朕又別擬写^二金字金光明最勝王経、每塔各令^レ置^二一部^一」^{とある}。また『続日本紀』天平十三年閏三月甲戌条には、「八幡神宮」に金字の『最勝王経』と『法華経』各一部を奉納している。
- (37) 金字『仁王経』領下の意義は、別に論じたい。なお、聖武天皇の政策の模倣の可能性(拙稿「平安新仏教と東アジア」『岩波講座 日本歴史 第4巻 古代4』岩波書店、二〇一五年)や、同年に、貞観寺供養を行っていること(『日本三代実録』貞観十六年三月二十三日壬午条)との関係が推測される。
- (38) 『類聚三代格』巻三・齊衡二年八月二十三日官符等。
- (39) 平雅行「中世移行期の国家と仏教」(『日本中世の社会と仏教』塙書房、一九九二年、初出一九八七年)等。

(東北大学大学院文学研究科 教授)
 (二〇二二年一月二二日受付、二〇二三年一月二四日審査終了)

Heizei-Tenno's Enthronement and Lecture on "Ninno-kyo Sutra" at Ango: Daijokan's Command Dated April 25, Enryaku 25(806), from "Ruiju Sandai Kyaku"

HORI Yutaka

The Ango Kokyo which is a Buddhist convocation for lectures or discussions about Buddhist scripture in varsika is thought to symbolically indicate the image of monks and nuns and the image of Buddhism that the state expects in Japanese ancient history. I mainly took up the Daijokan's command dated April 25, Enryaku 25 (806), from "Ruiju Sandai Kyaku" and examined it from the perspective of political history, institutional history, and historical materials. (1) At this time, the reason why "Ninno-kyo Sutra" was newly added to the Ango Kokyo of Odera Temple and Kokubunji Temple was the imperial succession from Kanmu to Heizei, and the curse of Imperial Prince Sawara and others was brought to the new emperor. By avoiding the disaster, he hoped for a safe enthronement and a peaceful reign. (2) It is also speculated that it is related to the start of the once-in-a-lifetime Nin-no-e. It is thought to indicate that it changed from the "Saisyoo-kyo Sutra" to the "Ninno-kyo Sutra" to avoid disasters. (3) Based on the results of research on manuscripts of "Ruiju Sandai Kyaku", unlike the results of conventional research, the Ango Kokyo of "Ninno-kyo Sutra" was compiled at least from the 25th year of the Enryaku era at the major temples and provincial temples. Until then, I think it would be better to consider it to be maintained.

Key words: Ango(varsika), "Ninno-kyo Sutra", Kokubunji/Kokubuniji (provincial temples), "Ruiju Sandai Kyaku"